

BEL S料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「BEL S評価業務規程」(以下「規程」という。)に基づき株式会社評価審査機構(以下「当機関」という。)が実施するBEL S評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 規定第12条に規定する評価料金は、別表に掲げるとおりとする。

(その他)

第3条 別表によらない場合は、別途当機関と協議のうえ定める料金とする。

(附則) この規程は、令和6年6月12日より施行する。

別表1

一戸建ての住宅

税込金額 (単位:円)

審査条件		評価料金※1
単独審査		39,600
併願審査	住宅性能評価	13,200
	長期使用構造等確認	
	住宅性能証明	
	低炭素認定技術的審査	

※1 変更申請料金は、当初の評価料金の2分の1の額とする。

他機関が評価を行っている物件は、新規料金となります。

※2 再発行料金は、1通につき5,500円とする。

※3 取下げの場合、審査済については評価料金は返金致しません。

別表2 BELS評価業務 非住宅建築物に係る評価料金

①【モデル建物法】

税込金額、単位：円

面積 (㎡)	用途分類 (別表3による)		
	A種	B種	C種
500 未満	118,800×N	79,200×N	59,400×N
500～1,000 未満	148,500×N	89,100×N	69,300×N
1,000～2,000 未満	178,000×N	99,000×N	79,200×N
2,000～3,000 未満	198,000×N	118,800×N	99,000×N
3,000～4,000 未満	227,700×N	148,500×N	118,800×N
4,000～5,000 未満	257,400×N	178,200×N	138,600×N
5,000～10,000 未満	297,000×N	217,800×N	168,300×N

N：計算に適用するモデル数による係数 (※5 参照)

②【標準入力法（主要室入力法を含む）】

税込金額、単位：円

面積（㎡）	用途分類（別表 3 による）		
	A種	B種	C種
500 未満	198,000	148,500	118,800
500～1,000 未満	247,500	168,300	138,600
1,000～2,000 未満	297,000	198,000	158,400
2,000～3,000 未満	346,500	237,600	198,000
3,000～4,000 未満	396,000	277,200	227,700
4,000～5,000 未満	445,500	326,700	257,400
5,000～10,000 未満	514,800	396,000	297,000

<別表2 注意事項>

【計算方法】

※1 モデル建物法を使用する場合は別表2①、標準入力法(主要室入力法を含む。)を使用する場合は別表2②を適用する。

【用途分類】

※2 A種、B種、C種の用途分類の適用については別表3による。

※3 一つの申請の対象とする範囲(以下「申請範囲」という。)に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。

①一部にでもA種が含まれるときはA種

②A種が全く含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種

【面積】

※4 別表2の面積は申請範囲の部分の面積とし、その算定方法は建築基準法に基づき行う。

【割増加算】

※5 モデル建物法を適用する場合、表2-1により適用するモデル数に応じ、係数を乗じた額とする。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しない。

表2-1

モデル数	1	2	3	4以上
係数N	1.0	1.1	1.2	1.3

※6 事務調整費として、1申請につき1,000円(税込1,100円)を加算する。ただし、複合建築物において別表4※8が適用される場合を除く。

【減額等】

※7 当機構で行った適合性判定(軽微変更該当証明申請を含む。)、低炭素建築物認定技術的審査、性能向上計画認定の技術的審査、認定表示技術的審査のいずれかの結果を利用した申請(以下「結果利用申請」という。)の場合は、30,000円(税込33,000円)に※6の額を加算した額とする。この場合において、標準入力法を使用しており外皮性能の審査を新たに追加して行う必要があるときは、別表2②記載の料金の10分の1の額を加算する。計画変更の場合も同様に適用する。

【ZEB表示への適用】

※8 ZEBの表示を希望する場合は、その申請範囲によらず、当該申請範囲を含む非住宅部分全体の用途分類、面積に応じて適用される別表2記載の料金に、表2-2の申請範囲等の別に定める加算倍率を乗じる。ただし、結果利用申請を行う場合は、これによらず表2-3の料金を加算する。

表 2-2

申請範囲	希望する表示項目	評価対象 範囲の用 途数	計算方法	加算倍率
建築物全 体及び非 住宅部分 全体	ZEB Oriented 以外	指定なし	指定なし	1.0 (加算なし)
	ZEB Oriented	単一	モデル建物法	1.0 (加算なし)
			標準入力法	1.0 (加算なし)
		複数	モデル建物法	1.0 (加算なし)
標準入力法	1.2			
建物用途	各種 ZEB	単一	モデル建物法のみ	1.0 (加算なし)
			標準入力法のみ	1.2
			モデル建物法+標準入力法	見積り

「モデル建物法+標準入力法」とは、建築物全体と各用途の計算方法が異なる場合を指す。

表 2-3

申請範囲	希望する表示項目	評価対象 範囲の用 途数	計算方法	加算額
建築物全 体及び非 住宅部分 全体	ZEB Oriented 以外	指定なし	指定なし	10,000 円 (税込 11,000 円)
	ZEB Oriented	単一	モデル建物法	
			標準入力法	
		複数	モデル建物法	30,000 円 (税込 33,000 円)
標準入力法				
建物用途	各種 ZEB	単一	モデル建物法のみ	10,000 円 (税込 11,000 円)
			標準入力法のみ	30,000 円 (税込 33,000 円)
			モデル建物法+標準入力法	見積り

【計画変更】

※9 計画変更の評価料金は、変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を適用する場合に限る。）・ZEBの表示に応じて適用される別表2記載の料金の10分の6の額に※6の額を加算した額とする。ただし、次の場合はそれぞれに記載のとおりとする。なお、直前の評価を他の機関が行っている場合は、業務規程第6条第1項により新規の申請として取扱う。

①計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項（ZEBの表示に関する事項は除く。）のみの変更については、10,000円（税込11,000円）に※6の額を加算した額とする。

②新たにZEBの表示を行う場合又はZEBの種別を変更する場合は、変更後の面積・用途・

モデル数（モデル数はモデル建物法を適用する場合に限る。）に応じて適用される別表 2 記載の料金の 10 分の 6 の額に※8 表 2-2 を適用した額に※6 の額を加算した額とする。

③次の場合は、別表 2 記載の料金に※6 の額を加算した額を適用する。

1) 当機関 が評価書を交付した物件で、新築時の検査済証交付日又は当該評価書の交付日のいずれか遅い日から 1 年を経過したもの(①の場合を除く。)

2) モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請するもの。

④結果利用申請を行う場合は、※7 を適用する。この場合において、ZEB の表示を希望する場合は、※8 表 2-3 の料金を加算する。

【その他】

※10 申請範囲が建物用途で、複数の用途の評価書を発行する場合は、2 用途目以降、評価書一通につき 10,000 円（税込 11,000 円）を加算する。

※11 第 10 条第 4 項に定める再交付の料金は、評価書一通につき 10,000 円（税込 11,000 円）とする。

※12 BEST（省エネ基準対応ツール）を利用した計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。

別表3 用途分類

申請対象となる建築物又は部分の用途区分コード（確認申請書第四面に記載する用途）により以下の分類とする。

分類	B E L S 評価の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132

	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
B種	保育所その他これに類するもの	08180
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農作物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農作物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456	
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458	

	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
B種	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	

「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	モデル建物法を適用する場合に利用するモデル
A種	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所（社寺を除く）
B種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所（社寺）
C種	工場

別表4 B E L S 評価業務 住宅に係る評価料金

税込金額 (単位：円)

		審査条件	料 金	
一戸建ての住宅／併用住宅の住宅部分	単独審査		39,600	
	併願審査※5	併願対象業務	設計住宅性能評価	13,200
			長期使用構造等確認	
			低炭素建築物認定技術的審査	
			性能向上計画認定技術的審査	
認定表示技術的審査				
※1～4 共同住宅等（共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分）	審査条件		料 金	
	単独審査（住戸のみ）		基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数 ・基本料金 110,000 ・戸あたり料金 2,200	
	単独審査（住棟全体） 住棟とは、複数住戸で構成され住宅用途のみの建築物又はその部分の全体をいう		基本料金＋戸あたり料金×総住戸数＋共用部料金 ・基本料金 110,000 ・戸あたり料金 2,200 ・共用部料金 110,000	
	併願審査※5	併願対象業務	設計住宅性能評価	上記審査料金の10分の5の額とする ※6
長期使用構造等確認				
低炭素建築物認定技術的審査				
性能向上計画認定技術的審査				
認定表示技術的審査				

<別表4 注意事項>

【共同住宅等】

- ※1 共同住宅等の新規申請及び計画変更申請において、住戸の評価書を発行する場合は、評価料金に、住戸評価書発行事務手数料として、評価書発行住戸あたり2,000円（税込2,200円）を加算する。
- ※2 共用部の審査を行う必要がない（長屋、共用部省略等）2住戸のみの共同住宅等の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。なお、この場合は※1の住戸評価書発行事務手数料は加算しない。
- ※3 共同住宅等において、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。なお、この場合は※1の住戸評価書発行事務手数料は加算しない。

※4 共同住宅等の住棟の評価において、共用部の審査を行う必要がない場合（長屋、共用部省略等）は、共用部料金を加算しない。

【併願審査】

※5 併願審査の料金の適用は、別表4記載の併願対象業務と同じ計算内容であって、同じ窓口と同時に提出する場合に限る。なお、併願審査の場合は、原則として併願対象業務と重複する添付図書を省略するものとする。

※6 共同住宅等における併願審査について、共用部の審査をBELSに係る評価の業務の申請で初めて行う場合は、基本料金及び戸あたり料金にのみ10分の5を適用し、共用部料金は100,000円（税込110,000円）とする。

【計画変更】

※7 計画変更の評価料金は、当初の申請で適用された料金（※1、※8及び※9を除く。）の10分の5の額に※8の額を加算した額とする。ただし、次の場合はそれぞれに記載のとおり適用する。なお、直前の評価を他の機関が行っている場合は、業務規程第6条第1項により新規の申請として取扱い、別表4記載の単独審査料金を適用する。

①一戸建ての住宅及び併用住宅の住宅部分において、計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項（ZEHの表示に関する事項を除く。②において同じ。）のみの変更の場合は、当初の申請で適用された料金（※8及び※9を除く。）の10分の5又は10,000円（税込11,000円）のいずれか安い料金に※8の額を加算した額を適用する。

②共同住宅等において、計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項のみの変更については、10,000円（税込11,000円）に※8の額を加算した額とする。

③共同住宅等（※2又は※3が適用されるものを除く。）において、変更が一部の住戸に限られる場合は、当初の申請で適用された料金（※1、※8及び※9を除く。）の10分の5又は変更する住戸数に10,000円（税込11,000円）を乗じた額のいずれか安い料金に※8の額を加算した額を適用する。

④共同住宅等において、当初の申請で住棟のみの評価を取得した場合で、新たに住戸の評価を追加する場合は、それぞれ次の料金を適用する。

- 1) 当初の申請における住戸及び共用部の評価から変更がない場合 ※7②の料金とする。
- 2) 1) 以外の場合 ※7③の料金とする。

⑤共同住宅等において、当初の申請ですべての住戸に係る評価を取得した場合で、新たに住棟の評価を追加する場合は、それぞれ次の料金を適用する。

- 1) 当初の申請における住戸の評価から変更がない場合 ※7②の料金とする。この時、共用部の審査を行う場合は、共用部料金として、これに100,000円（税込110,000円）を加算する（共用部料金の取り扱いは2）において同じ。）。
- 2) 1) 以外の場合 ※7③の料金とする。

⑥次の場合は、別表4記載の料金に※8の額を加算した額を適用する。

- 1) 当機関が評価書を交付した物件で、新築時の検査済証交付日又は当該評価書の交付日のいずれか遅い日から1年を経過したもの（①又は②の場合を除く。）。
- 2) 共同住宅等において、一部の住戸を新たに追加して評価するもの。

【その他】

※8 事務調整費として、1申請につき1,000円（税込1,100円）を加算する。

※9 一戸建ての住宅について、あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出した場合は、別表4記載の料金から2,000円（税込2,200円）を控除する。ただし、新規申請の場合とし、変更申請の場合には適用しない。

※10 第10条第4項に定める再交付の料金は、評価書一通につき10,000円（税込11,000円）とする。